

## 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る改正前の道路運送法に基づく限定免許等の取扱いについて

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号。以下「新法」という。）の施行前の道路運送法（以下「旧法」という。）に基づく業務の範囲等を限定する免許等について、その取扱いを下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月31日

中部運輸局長 津野田元直

### 記

1. 業務の範囲等を限定する旨の条件の解除について
  - (1) 新法第86条第1項に基づき業務の範囲等を限定する旨の条件を付された新法第4条第1項の許可に係る当該条件の解除については、当該許可を受けた事業者からの当該条件の解除申請を受け、解除後の事業計画が新法第4条第1項の許可に係る審査基準の要件に適合するか否かを審査して行うものとする。
  - (2) 解除の手続きについては、解除と併せ行う事業計画変更若しくは、運行計画変更の認可申請書又は、届出書（ただし、事業計画変更等を伴わない場合は、当該条件の解除申請書。）に解除したい条件及びその理由を記載するとともに、当該解除に係る許可書若しくは免許書又は、これに代わる書類の写しを添付するものとする。また、解除を行うに当たっては、その旨を当該事業計画変更の認可書又は適当な書面において明らかにするものとする

附則 この取扱いは、平成14年2月1日から実施する。